

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第57号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項健康福祉部健康福祉総務課中「地域福祉担当」の次に「おひとりさま支援担当」を加える。

第4条健康福祉部健康福祉総務課に次の1号を加える。

(32) おひとりさま施策及び終活支援に関すること。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。